



NPI

平和研 研究ノート

「中国の WTO 加盟；中国は加盟時の約束を守っているか？ 一日米欧等の不満」

(米中経済研究会レポート No.9)

米 中 経 済 研 究 会

木村藍子（主任研究員）

(注) 本稿は 2018 年 12 月 3 日までの情報に基づく

(要旨)

- 中国は、2001 年に 15 年の長期にわたる困難な交渉の末、WTO に加盟。社会主義国であること、透明性の欠如、法の予見不可能性、知的財産権問題などへの既加盟国からの懸念、既に強力な輸出国となりつつあったことに対する不安等を背景に、加盟議定書においては、WTO 協定の履行を担保するための制度的保障に必要と見られた事項が明記され、貿易関連投資等においては協定以上の約束がなされた。
- 中国の約束履行については、本年 7 月対中 TPR において、補助金等の通報、強制的技術移転、透明性欠如等、議定書違反も含めた多くの懸念が日米 EU 始め各国から示された。
- 一方、中国は本年、WTO 義務を履行している、自由貿易の擁護者である、といった自己評価を積極的に文書で PR している。また、それと共に、関税の自主的引き下げ、一部サービス分野の規制緩和等を行なっている。
- 補助金、通報義務の徹底、国営企業、技術移転等の投資・サービス関連措置、デジタル情報規制等、特に中国の動きを念頭に置いた問題に関する新たなルール作りの必要性は、日米 EU に限らず、多くの WTO 加盟国の共通認識である。中国自身、自由貿易の擁護者として PR するなど、問題への対応の必要性を認識しはじめている。今こそ、停滞してきた現代に合わせた 21 世紀型 WTO ルール・メイキングを、中国を前向きに巻き込みつつ、WTO 改革の一環として、積極的に推し進めていくチャンスであろう。中国加盟実現において貢献した日本が、再度、WTO の舞台で、作業の進展に貢献することが期待される。

トランプ政権国際経済政策研究会レポート No.5「WTO 設立の歴史と今後の課題；アメリカは離脱するか？」において、長年にわたるドーハ・ラウンドの膠着により、時代の変化に伴うルールの新規作成・改正、経済力等の変化に応じた譲許の改善がなされてきていないことを指摘した。こうした中、WTO において特に早急に対応すべき問題とされているのは、中国を念頭に置いた各種問題である。そのことは、WTO 改革に向けての論点、

特に最近の動きでは、10月19日に閉幕した ASEM 首脳会議での議長声明¹を巡る動き、9月末の各種首脳・閣僚声明²、10月末の WTO 改革に関するカナダ主催少数国閣僚会合³、さらに11月中旬に日米 EU 等の物品理事会での WTO 改革共同提案の内容⁴、⁵など⁶からも明らかであろう。

今回は、中国の WTO 加盟交渉・議定書の概要、その約束の履行状況についての日米欧等の見方を検証した。その結果、加盟時の約束が十分果たされていない/期待の効果を上げていないこと、それに加え、従来の WTO ルールでは十分捉えきれない問題を抱えていることに主要国がフラストレーションを抱えていることが分かった。その一方で、中国は約束をきちんと履行しており、自由貿易を守護しているとの主張を今年次々と発表していることも観察された。これらを勘案すると、WTO の機能を強化する改革を実現するには、主要国の考える問題のうち、米国も関心の高いものを優先的に取り上げることで、改革作業への米国のコミットメントを維持、実質的なものにするようにするのみでなく、中

¹最終的には落とされたとはいえ、WTO 関連部分で中国を念頭に「政府や政府関連機関による市場をゆがめるような手段」に対抗する」との文言が当初入っていた（2018年10月19日、日本経済新聞「ASEM 首脳会議、北朝鮮への制裁焦点 WTO 改革も議論」(<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO36641320Y8A011C1PP8000/> (2018年10月20日アクセス))) とされ、最終版においても、「新規課題に対応し、透明性、モニタリング、紛争解決メカニズム、ルール・メーカー機能の強化のための WTO の更なる強化と改革の必要性」に言及している（2018年10月19日 ASEM 首脳会議議長声明 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000410546.pdf> (2018年10月26日アクセス)))。

² 日米欧三極貿易大臣会合共同声明（2018年9月25日）

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180925004/20180925004-1.pdf> (2018年11月20日アクセス))、日米共同声明（2018年9月26日）(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000402972.pdf> (2018年11月20日アクセス))において、日米欧で協力して、非市場志向の政策・措置、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行、知財の収奪、強制的技術移転等に対処すべく協力するとしている。

³ 同少数国会合において、①紛争解決制度の重要性、②交渉機能の再活性化、③加盟国・地域の貿易政策の監視及び透明性の強化を緊急に検討すべき分野とする WTO 改革に関するオタワ閣僚会合共同声明（2018年10月25日）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000412770.pdf> (2018年11月14日アクセス))が出されている。なお、参加は、13カ国・地域の閣僚又は代理（加、日、豪、ブラジル、チリ、EU、ケニア、韓、メキシコ、NZ、ノルウェー、星、スイス）、及び WTO 事務局長

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006629.html (2018年11月14日アクセス))

⁴ 2018年11月13日、日本経済新聞、「日米欧、WTO 改革提案 無報告での自国優遇に罰則 中国念頭」(<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO37681870T11C18A1EAF000/> (2018年11月14日アクセス))

⁵ WTO の HP 物品理事会文書 (JOB/GC/204 ; JOB/CTG/14、JOB/GC/204/Add.1 ; JOB/CTG/14/Add.1)

(https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=249337&filename=q/Jobs/GC/204.pdf, https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=249478&filename=q/Jobs/GC/204A1.pdf (2018年11月16日アクセス))。脚注5の貿易大臣会合共同声明において、その第一弾として、透明性と通報についての共同提案を行う明示されている。そのため、この声明を受けて、この共同提案が出たと思われる。

⁶ 11月18日閉幕の APEC の際の日豪首脳会談での共同声明（2018年11月16日）でも他と同様に、「市場歪曲的な補助金への対処や監視及び通報 機能の支援、紛争処理機能の強化を含む改革を通じ、世界貿易機関 (WTO) の機能を改善するために協力を強化する」とされている (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000420401.pdf> (2018年11月20日アクセス))。

国を取り込むことが大変必要であることが明確である。

1. 中国の WTO 加盟：困難を極めた長期間の交渉。内容は当時としては期待のもの。

(1) 中国加盟交渉の略史

中国の加盟交渉⁷は、1986 年 7 月、「締約国としての地位回復」を求める形⁸で GATT 加盟を申請し、翌年、加盟作業部会が設置されることで開始した。その後の交渉は難航を極め、日米 EU 等との二国間交渉と作業部会での多国間交渉^{9, 10}を断続的に継続、2001 年 11 月のドーハ閣僚会議で加盟承認、中国の受託書寄託までの 15 年という長期間に渡って行われた¹¹。

日本は、当初から中国の早期加盟を支援しており、二国間交渉を他国に先駆けて実施するなど、加盟交渉を活性化させるために精力的に交渉を行った。1997 年 9 月に物品、1999 年にサービスの市場アクセスについて日中間の二国間交渉が妥結した。米国との交渉は、「中国加盟の鍵」¹²であったが、天安門事件（1989 年）、在ベオグラード中国大使館誤爆事件（1999 年）など二国間の関係が極めて厳しい時期もあり特に難航した。しかし、「朱鎔基首相が交渉に積極的に介入するなど、合意に向けて両国首脳による政治的な強い意志が働いた」¹³こともあり、1999 年 11 月についに米中二国間交渉が合意に至った¹⁴。また、これを受けて EU との交渉も進展、翌 2000 年 5 月に EU 中間交渉が合意に至った。2000 年 10 月には米国で対中恒久通常貿易関係（PNTR）付与法成立^{14, 15}、2001 年 9 月についに全

⁷ 加盟交渉の流れについては、末尾の【参考】参照。

⁸ トランプ政権国際経済政策研究会レポート No.5－「WTO 設立の歴史と課題 アメリカは離脱するか？」脚注 6（p2）で紹介しているが、中華民国は GATT 原加盟国であったが 1950 年に脱退している。

⁹ 経済産業省、「2002 年不公正貿易報告書」第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 中国
(http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285403/www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_consistency_report/html/f_y2002.html（2018 年 11 月 14 日アクセス））によると、二国間交渉は 37 カ国・地域と、また、多国間交渉は GATT 時代（1986～1995 年）20 回、WTO 時代（1996～2001 年）18 回の計 38 回にも及んだとのことである。

¹⁰ 経済産業省 HP の WTO 設立後交渉を経て加盟した国・地域の加盟交渉についての表
(http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/4_Accession/Accession.html（2018 年 10 月 30 日アクセス））をもとに、中国と他の国・地域 35 カ国・地域の加盟交渉に所要した時間、多国間交渉の回数を比較すると、作業部会設置から議定書採択までの期間は第 6 位（最長は、セーシェルの約 20 年）であるが、多国間交渉の回数は突出して多い（2 位はロシアの 31 回）ことから、中国の交渉は他と比較し困難であったと言えよう。

¹¹ 途中、1995 年 12 月に GATT は失効し、WTO に改組されたので、改めて WTO 加盟を申請している。なお、GATT から WTO への改組については、トランプ政権国際経済政策研究会レポート No.5－「WTO 設立の歴史と課題 アメリカは離脱するか？」参照。

¹² 同、脚注 10（経済産業省、「2002 年不公正貿易報告書」第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 中国）。

¹³ 同、脚注 10（経済産業省、「2002 年不公正貿易報告書」第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 中国）。

¹⁴ 日本は、米中合意、米国の対中恒久通常貿易関係付与法可決に際し、歓迎の談話を出している。これは、他の国の加盟関連において例がない。

¹⁵ 恒久通常貿易関係付与法とは、恒久的に最恵国待遇を付与するとの法律。米国では、通商法ジャクソン・バニック修

ての二国間交渉も終了し、加盟作業部会で加盟関係文書が採択され、同年 11 月のドーハでの WTO 閣僚会議で加盟承認がなされた。なお、中国は、承認された翌日に受諾文書を WTO 事務局に寄託し、加盟国を驚かせている^{16, 17}。

（２）加盟議定書の概要¹⁸

ここでは、中国の加盟議定書の内容を概観する。なお、中国は途上国ステータス¹⁹を主張したが、加盟交渉において、それに懸念を表する既加盟国の反対から、協定により途上国ステータスが認められなかったものもある。また、中国のみを対象とした一種差別的措置である対中経過措置が導入されている²⁰。このことから、現在の「米中貿易戦争」、日米 EU

正条項により移民の自由を認めない非市場経済国には PNTR を与えないと定められており、中国については、大統領権限による単年の最恵国待遇付与が続けられていた。そのため、恒久付与が米国議会上下両院で承認されることは中国の WTO 加盟実現に大変重用であった。

¹⁶ 中国加盟承認の翌日に台湾も WTO 加盟が承認されており、台湾よりも早く WTO 正式加盟することを確実にするためであったとも言われている。なお、台湾の加盟交渉開始は 1990 年 1 月、1999 年 5 月には既に加盟文書案は概ねまとまっているとされたが、7 月の作業部会非公式会合で「1992 年の理事会了解により台湾加盟は中国の後でなくてはならないことから、採択に反対」等の一部からの反対を受けて作業部会報告書採択は見送られ、2001 年 9 月になってようやく採択された（その間交渉なし）。加盟承認は前述の通り中国と同時の 2001 年 11 月、受諾文書の寄託は 2001 年 12 月 2 日、発効は 2002 年 1 月 1 日である。（参考；国立国会図書館保存 経産省 HP 台湾の WTO 加盟

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285403/www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/data/taiwan_keii.html（2018 年 11 月 20 日アクセス）

¹⁷ 中国の加盟発効は 12 月 11 日。

¹⁸ 主に、中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、「中国の WTO 加盟 [交渉経緯と加盟文書の解説]」、2002 年、蒼蒼社、及び 経済産業省、「2002 年不公正貿易報告書」第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 3 章 中国、p3—33

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/285403/www.meti.go.jp/kohosys/press/0002518/0/020329fukouseibouekiyoukokusho.htm>（2018 年 11 月 14 日アクセス）を基に作成。なお、加盟文書の原典は WTO 文書；WT/L/432、WT/ACC/CHN/49、WT/ACC/CHN/49/add.1、WT/ACC/CHN/49/add.2。

¹⁹ WTO には、「途上国」の定義はなく、各加盟国が自らを途上国であると宣言することができる。ただし、協定上の途上国条項（特別かつ差異のある待遇（S&D））の適用について他の加盟国が意義を唱えたり、途上国向けの特恵関税の適用対象外とすることができる。（WTO HP 参照；https://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/dlwho_e.htm（2018 年 10 月 26 日アクセス））

²⁰ 最近の非市場経済国問題の祖とも言える、相殺関税、ダンピング決定の際の価格比較も含まれる。中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム（p204—206）によると、対中経過措置の導入は、「教科書的に説明すれば、◇中国経済は長年社会主義の下にあり、いまだ完全に開放された状況ではなく、WTO 協定を十全に実施できる段階にない、◇他方、対外的には相対的に非常に安価な生産要素を下に強い競争力を有しており、自由貿易体制の中に組み入れた際には市場攪乱などを引き起こす恐れが強い、◇このため、中国経済がより自由化されて WTO 協定及びその理念が完全に実施されるまでの間、暫定的な緊急避難として当該措置を導入することが認められる」ことによるが、それに加え、米国はじめ、既に対中貿易赤字が大きく、かつ繊維、雑貨等の中国の主力輸出品が低所得層を直撃し、「政治的インパクトが無視できない」ため、「中国が WTO 協定を遵守することは最低限必要であったが、それに加えて「不測の緊急事態」への備えをより強化する必要がある」と、交渉において多大なエネルギー注がれた、とのことである。なお、東欧諸国の加盟時にも例がある模様。

等の不満に繋がる懸念が加盟議定書承認時に既に生じていたこと（加盟によって懸念される問題が解消されることが期待されていたこと）が伺えるのではなかろうか。

① 制度的保障

中国が社会主義国であり、他の加盟国と質的に制度が異なり、「中国における制度とその運用の透明性が低いこと」、「中国の旧来の制度では WTO 協定の求めている内外無差別の原則を十分に確保しえないこと」²¹など協定履行への不信感が既加盟国側にあり、わざわざ WTO 協定上の義務執行が制度的に保障されるよう、当時必要と考えられた措置が加盟議定書に明記された。それは、大きく「貿易制度の統一的運用、司法審査、透明性、貿易権など貿易全般に係る国内制度」、「輸入許可、基準認証、農業など WTO の個別協定に係る制度」、「経過的セーフガード、経過的検討制度、加盟国の個別の対中措置など加盟国側が取りうる措置」²²の3つに分類でき、中には、WTO 協定での規定よりも厳しい水準となっているものもある。

② 市場アクセス

ア) 物品関税

中国は、7151 品目の全品目を譲許し、平均関税は 1998 年時点の 17.5%（加盟時 13.6%）から 2010 年には 9.8%、うち、鉱工業品（6,174 品目）は 16.6%（同 12.7%）から 8.9%に、農産品（977 品目）については 22.7%（同 19.3%）から 15.0%に段階的に引き下げることを約束した。

これは、「ASEAN 主要国と遜色のない水準」、「おおむね妥当な市場アクセスの約束を行ったもの」、「特に、農産品については、これまでの中国の農産物輸入実績や国内農業生産をめぐる状況等を勘案すれば、中国は相当の努力を行ったと言える」²³と評価されている。

イ) サービス

中国は、流通業、保険業、銀行業、電気通信業などについて、段階的に外資出資制限、地理的制限を緩和・廃止するなどの、市場アクセスと内国民待遇を約束した。

これは、「他の途上国との比較による相対評価では、約束している分野の数も多く、内容的にもかなり踏み込んだ約束を行ったとの評価が可能」²⁴であるが、「全般的に評価すれば、絶対評価としては、地理的制限や外資制限等の条件が留保されている分野が多く、今後改

²¹ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p236

²² 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p237

²³ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p234－235。なお、ASEAN 主要国とは、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン。

²⁴ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p129

善されていくべき課題として残されており、決して十分とは言えない」²⁵、「中国のサービス産業の歴史が浅く、また、外国との競争に対抗できるほど十分に成熟しているとは言い難い状況の中では、中国政府としてはできる限りの努力を行ったといえる」²⁶といった評価がなされている²⁷。

③ 貿易関連措置

ア) 補助金等

加盟時に、補助金協定に該当する全ての補助金を撤廃すること（ただし、相殺関税発動の際には開発途上国基準でのデミニマス値²⁸）、再度補助金を導入しないこと、農業に対するいかなる輸出補助金も維持・導入しないこと、農業のデミニマス値を生産総額の 8.5% とすること²⁹等を約束している。

また、中国には多くの国有企業が存在し、政府の資金的支援により貿易が阻害される可能性が高い等、交渉中に既加盟国から強い懸念が示され、あらゆる補助金の完全な通報を行うことも約束している。

さらに、上述①にも言及しているように、中国国内の透明性の低さに懸念が表明され、物品、サービスの貿易及び貿易関連知財等に影響を及ぼす法令・措置は公表されているものだけが施行されること、全ての関連法令・措置を入手できるようにし、可能な限り施行までに 1 以上の WTO 公用語に翻訳が入手可能となるようにすることも約束している。

イ) 貿易関連知財制度（TRIPS）

中国の模倣品・偽造品問題が深刻化していたことを受けて、日米 EU を中心とした先進国が特に強く改善要求し、発展途上国に対する経過措置の適用をせず、加盟後直ぐに TRIPS 協定を完全遵守する、そのために国内法を協定整合的なものとするべく関連法制を改正・整備等を行うことを約束した。

ウ) 貿易関連投資措置（TRIMS）

協定不整合措置を撤廃するに加え、輸入・投資の許可等に際し、ローカルコンテンツ要

²⁵ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p129

²⁶ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム、p130－131

²⁷ ただし、鮫島敬治・日本経済研究センター 編著、「中国 WTO 加盟の衝撃—対中ビジネスはこう変わる」、2001 年、日本経済新聞社（p192－193）においては、「変化の時代に登場したばかりの“新生興業”分野のサービス業に対し、先進諸国は中国の WTO 加盟の機会に、ただちに「市場開放せよ」と迫った。中国政府の困惑は大きかった。それは日本がけいけんした「黒船到来」の衝撃と似ているかもしれない。」、加盟交渉で日米 EU が努力を積み重ねた結果、「中国 WTO 加盟後の市場開放内容は、一般の予想を超える広範かつ深みのあるものとなっている。」と評価している。

²⁸ デミニマス値とは、少額であることから削減等が求められない国内助成・補助金の上限値。

²⁹ 協定上、先進国 5%、途上国 10%とされているが、米国やケアンズ・グループ（豪、NZ、加、中南米・東南アジア等の農産物輸出 18 カ国）が途上国ステータスを認めないとし、交渉の結果、先進国と途上国の間となった。

求³⁰、輸出入均衡要求³¹といった TRIMS 協定の禁止措置を取らないこと、及び輸出要求、技術移転や R&D に関する要求等のパフォーマンス要求等を条件としないことを約束した。

総論	
透明性・法治行政 市場原則の尊重無差別原則の徹底	- 法令等の透明性を確保し、統括的、公平かつ合理的に実施。 - 価格への介入を削減。 - 物・サービス等の調達等における内外差別を撤廃。
貿易関連制度・市場アクセスの改善	
貿易関連制度改善	- 貿易権自由化(3年以内) - 輸入割当等を原則撤廃(2005年までに) - 投資制限措置の削減・知的財産保護の強化 - 基準認証制度の改善
関税引下げ	- 全品目平均17.5%(1998年)→9.8%(2010年) - 鉱工業品 16.6%→8.9% - 農産品 22.7%→15.0%
サービス自由化	流通、金融、電気通信、建設等につき、外資規制等の削減、撤廃
中国に対する経過的措置(加盟国側の措置)	
経過的セーフガード	中国産品の輸入の急激な増加に対するセーフガード(加盟後12年間)
対中繊維セーフガード	中国産繊維・繊維製品の輸入に対するセーフガード(～2008年)
反ダンピング／相殺関税措置	価格比較につき、特例の導入の容認(加盟後15年間)
経過的レビュー	WTO一般理事会等が中国の義務履行状況を毎年審査(加盟後10年間)

(出典：経済産業省 HP 中国の WTO 加盟 2 加盟文書の概要³²)

こうした加盟議定書の下 WTO に加盟したことで、中国は、米国はじめ広い市場における安定した最恵国待遇を得たことは、その後の経済成長の基盤を獲得したと言える³³。一方、既加盟国は、中国の市場アクセスの改善による貿易の拡大に加え、法的安定性と予見可能性の向上、紛争解決手続(DS)を通じた貿易紛争解決の可能性、更には中国の市場化等他

³⁰ 国産品を一定比率以上使用することを義務づけること。

³¹ 原材料・資本財の輸入を輸出実績に見合った金額/数量までしか認めないこと。

³² http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/accession/data/china_keii.html (2018年11月20日アクセス)

³³ 鮫島敬治・日本経済研究センター (p56—57) において、当時は、中国側も「WTO加盟を通じて国内改革を促進する」こと、「グローバリゼーションの流れが不可避である以上、世界最大の経済組織であるWTOに入って、その中で自分自身を改革・発展させるとともに、世界的な政治・経済大国を目指す」と抗争していると見られ、一部の学者によって「中国の経済ないし政治の体制改革を逆戻りできない方向に決定づけた」と指摘されている、としている。

の加盟国と同様な体制となることが経過期間の間に実現することを強く期待した³⁴。

2. 中国の加盟議定書の履行状況は？

それでは、中国の加盟から 17 年経った現在、加盟時の約束の履行状況はどうか。WTO の審査システムである TPR³⁵は、被審査国の貿易政策・措置についての報告書が作成され、かつ会合において関心国が意見表明や質問を行う。その際、被審査国の制度の WTO 整合性についての指摘が多く行われる。そのため、中国の加盟議定書の履行状況に対する各国の見方については、TPR での各国の発言が大変参考になろう。ここでは、主に本年 7 月に行われた、直近の対中 TPR の事務局報告書、各国発言を基に、履行状況についての加盟国の見方を検証したい。なお、今回の TPR においては各国から 1900 以上もの事前質問が出され、70 カ国・グループが発言を求めている。これは、中国の世界経済における役割についての関心、複雑な思い、懸念を示していると言えよう。

(1) 事務局報告書³⁶

事務局レポートは、審査対象期間中に採られた政策・措置等の事実を報告し、WTO 整合性やその性格についての判断等を行わない。しかし、それでも、今回の報告書においては履行問題が存在することを裏書きするように、

³⁴ 鮫島敬治・日本経済研究センター (p58) によると、「鄧小平が始めた改革・開放政策が世界に通じるドアを開けたとすれば、WTO 加盟は後ろへ下がる (逃げる) ドアを閉じたことになる。四〇〇〇年来の文化を背景に形成された中国の経済・文化・政治は今後、試行錯誤をしながら世界的な流れへの融合を余儀なくされる」、「中国社会科学院アジア・太平洋研究所の張蘊嶺所長は、「WTO 加盟は中国を第二の改革段階に推し進め、経済体制を世界システムに統合させ、大幅な自由と開放を約束した後、政治体制も否応なく迅速な調整を行う以外にない。その際、真っ先に問われるのは、政党とビジネスとの相互関係であろう」と展望している。」としており、この先進国の期待は共有されていることを示している。しかし、一方で、阿部一知、浦田秀次郎編著、「中国の WTO 加盟と日中韓貿易の将来」、2002 年、日本経済評論社 (p124) において、「中国の WTO 加盟は、間違いなく中国とその貿易相手国双方に利益をもたらすが、同時に、中国が発展途上国と中進国の経済二重構造をもつ経済大国であること、そして社会主義市場経済という独自のシステムをもつことから、中国の加盟は「制度的矛盾」という見方もできる。おそらく、中国の加盟は WTO の運営に大きな影響をもたらすであろう。このような懸念を反映して、対中特別セーフガード創設、反ダンピング措置の発動条件緩和、繊維セーフガードの発動期間延長、中国監視機構の設置を含めた「WTO 対中特別措置」が加盟条件として合意されている。」とし、既加盟国の期待通りにならず、WTO 運営などに将来問題が生じうることを既に指摘している。

³⁵ Trade Policy Review (貿易政策検討会合)。各加盟国の経済状況、貿易政策・措置の審査システム。現在、世界貿易シェアの上位 4 か国 (日、米、中、EU) は 2 年に 1 度、次の 16 か国が 4 年に 1 度、その他は 6 年に 1 度審査対象となる。事務局及び被審査国がそれぞれ報告書を作成、それに基づく各加盟国からの書面質問状 (それに対し書面回答が行われる)、審査会合で構成され、被審査国は、WTO 整合性についての説明を要求されることが多い。(経済産業省、「2018 年不公正貿易報告書」第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 18 章 貿易政策・措置の監視、p368-369 (http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/02_18.pdf (2018 年 11 月 28 日アクセス))

³⁶ WTO、対中 TPR 事務局レポート (WT/TPR/S/375/Rev.1)、2018 年 9 月 14 日付 (https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=248051&filename=q/WT/TPR/S375R1.pdf (2018 年 11 月 1 日アクセス))

- 通報は一部行われているが、国家貿易企業、国内支持、中央政府による補助金についての通報が未通報、かつ国営企業への国家補助金、地方政府の補助金等の情報がないなど通報すべきものがされていない。また、情報公開も不十分で、実際どこまでがカバーされているのかもわからない。
- 投資法令、政策においては、技術移転要件は付されていないが、物品理事会などで各国から懸念を表明されてきている。
- 国家の経済への関与はかなり大きく、国家貿易が要件づけられている分野も広く、要件づけられていないものでも国のシェアが大きい。また、地方を含め行政による独占、地元産業保護がなされているとみられているが、中国政府はこの見方を否定している。
- 知財関連の法制は 2015 年から大きな変化なく、知財取り締まりが引き続き大きな課題。最近、法・執行の強化に努めており、通達交付、知財法廷の増加を行なっている。
- 政府は、鉄鋼などの一部の産業において過剰生産能力問題があることを認識し、近年、能力削減に努めている。しかし、新たな注力分野（新エネルギー車、集積回路、ロボットなど）の発展促進政策に力を入れていることに留意。
- 2016 年 11 月に新サイバーセキュリティ法を導入し、情報インフラのオペレーターに追加義務を課すなど、多くのセキュリティー保護要件を課している。
- 2017 年 3 月に外国銀行の投資銀行サービスと国内銀行機関の要件を緩和。

などの、最近主要国が従来から懸念を示してきている問題関連が見出せる。

（２）米国の見方

米国は、今回の対中 TPR でかなり攻撃的な発言³⁷をしている。その中で、

- 中国は WTO 設立の基礎である開かれた、市場志向型政策を完全に受け入れるべき。国際貿易における巨大かつ増大している役割、国主導の貿易相手国に対する貿易・投資における重商主義的アプローチの深刻な害を鑑みると見逃せない。
- WTO 加盟時、開かれた、市場志向型政策に基づき、かつ無差別、市場アクセス、レシプロ、公平、透明の原則に基づく国際貿易システムに適合しない中国の国主導の重商主義的政策・措置を廃止することをメンバーは期待していた。しかし、それは実現されず、大貿易国の一つとなっているにもかかわらず、国主導の重商主義的なアプローチを維持し、中国経済における国の役割は増し、米国はじめ他の WTO メンバーの産業、労働者に損失を与え、その状況は 5 年前よりも悪化している。
- 自国の発展を求めるのは分かるが、中国のアプローチは他のメンバーと質的に異な

³⁷ 7 月 11 日の米国ステートメント；https://geneva.usmission.gov/2018/07/11/u-s-statement-at-the-trade-policy-review-of-the-peoples-republic-of-china/?_ga=2.201035882.593367131.1540523178-640708183.1540523178（2018 年 10 月 26 日アクセス）

り、国内産業を指導・支援する伝統的なアプローチから外れている。国内産業に対し、巨額で市場かく乱的補助金を提供し、また、その他の国家支援を与え、しばしば過剰生産能力を生み、同時に外国競争相手を妨害し、害をなそうとしている。

- 中国は、様々な方法で市場を歪めている。また、国営企業やその他の中国企業を特別扱いし、差別的規制、要求、独自の国家基準、技術移転要求、不適切な知財保護・取り締まり、サイバー窃盗、過剰に広く、差別的なサイバーセキュリティ規制、越境データ規制、ローカル設置要求、産業政策目的の競争法が特に目に余る。更に、中国政府の役人によるライセンスやプロセスの許可の乱用、法のルール適用の不完全性、独立した裁判の欠如、不適当な透明性が事態を悪化させている。
- 中国の加盟に際し、中国が途上国ステータスを主張したことを疑問視し、いくつかの協定において、それを禁じたことを思い出すべきにもかかわらず、中国は、改正交渉などの際に、まだ途上国メンバーであると主張し、かつ加盟後 17 年たったのに、いまだに「最近 WTO 加盟した国」としている。中国は WTO メンバーのレジームとそろった貿易・投資レジームにするに必要な基礎的变化をしようと準備している兆候も見られない。

としており、中国の加盟議定書の履行は、加盟承認時の期待のレベルに全く達していないこと、市場化等が進まないことへの不満が表明されている。同時に、現在の WTO ルールで問題に十分対処しきれないことへの不満も併せて表明されており、中国の加盟を認めたことへの後悔すら垣間見られる。

なお、この米国の見方は、11 月 6 日、ポールソン元財務長官がシンガポールでの Bloomberg イベントで、多くの分野で経済を開放していない、技術基準、補助金、ライセンス手続き、規制が貿易及び投資の非関税障壁となっている、改革開放が進んでいないのみならず、増えている等、TPR の米国発言と類似の指摘³⁸をしていることから、米国発言の内容は、ビジネス界も含めた米国内の共通認識³⁹となっていると見られる。

³⁸ ポールソン元財務長官は、「米国は、中国の WTO 加盟の円滑化に多大な役割を果たした。しかし、加盟後 17 年経っても、中国は、まだ外国との競争において多くの分野で経済を開放していない。さらに、技術基準、補助金、ライセンス手続き、規制が貿易及び投資の非関税障壁となっている。加盟後約 20 年経ってもこれでは、全く受け入れられない。だからこそ、トランプ政権は WTO システムは近代化と改革が必要としているのである。中国は、米国に戦略的に挑戦しているというだけでなく、アメリカを犠牲にして台頭している国とみられているが、その見方は次第により大多数のものとなっている。特に WTO に加盟してからの経済の開放の進捗は遅く、米国ビジネス界は支持から懐疑に変化し米国の過去の対中政策に反対との意見も出ている。中国は 2001 年の WTO 加盟意向特にうまく成長してきた。しかし、中国は、特にこの 15 年間、WTO 加盟に向けての準備のために北京が行っていた朱鎔基のようなリーダーによる 1990 年代の国営企業の顕著な改革のような改革開放がなされていない。今、中国は自国基準、自国ルールの特権を守り、海外の競争相手のために壁をなくすのではなく反対に積み上げているように見える。中国は、競争改革、市場の役割の取り込み、イノベーションの促進・保護（強制技術移転をなくす等）をすべき。」といった発言を行っている

(<https://www.bloomberg.com/news/videos/2018-11-07/hank-paulson-opening-remarks-at-new-economy-forum-video> (2018 年 11 月 29 日アクセス))。

³⁹ 鮫島敬治・日本経済研究センター（2001 年）(p71—72) によると、米議会下院で PNTR（脚注 16 参照）が採択さ

(3) EU の見方

EU は、かなり穏やかな調子かつ中国を評価する表現を多く織り込みながらの発言⁴⁰であるが、以下の問題点等を指摘している⁴¹。

- 中国が、公平な競争を保証する決定的役割をより果たすように市場の力を認めるべき。関税削減、いくつかの資本比率上限規制の撤廃、金融セクターの開放を含む、更なる外国投資に経済を開放するとの最近の発表を歓迎し、迅速かつ効果的に実現されると信じるが、まだ開放する余地と必要性がある。中国におけるビジネス環境は昨年来、より難しくなっているとの調査結果もある。2017 年の投資カタログでは、規制数が減少しているとしているが、有意な開放がなされていない。
- 国営企業の改革をもっと精力的に進めるべき。国営企業の操業条件やインセンティブなど、商業活動における公的投資による潜在的な歪曲効果への懸念は、その継続的な透明性の欠如によるところが大きいので説明すべき。
- 長らく農業制度、農業補助金など通報義務が果たされていないものがある。また、全ての貿易関連法・措置を公表し、1 つ以上の WTO 公用語に翻訳するとの約束も守られていない。
- 中国に進出した企業に対する様々な措置、ライセンスの帰属、不十分な知財取り締まりなど問題がある。中国においてイノベーションやハイテク製品への注力が拡大している分野と密接なため、特に重大な問題である。
- 鉄鋼セクターの過剰生産性問題への緊急対応が必要。また、鉄鋼以外にも、同様に対応すべき過剰生産性問題を抱える分野がある。
- 「中国製造 2025」などのイニシアチブは、ローカルコンテンツ要求、補助金、強制技術移転等の深刻な懸念がある。技術のイノベーションの振興は、市場原則に基づくべきであり、新たな過剰生産性を生じるものは回避すべき。
- サイバーセキュリティ規制が、新たな市場アクセス障害を作らぬことを保証すべき。また、要求措置が広範であること、外国企業に差別的効果を持つ潜在性に懸念。

れた後、2000 年 5 月 25 日付ワシントン・ポストが、「米国が中国を改造する槌子を手に入れ、中国の改革派が共産党体制を自由的な市場民主主義に改造する道具を手に入れたとし、クリントン大統領（当時）は「経済のグローバリゼーション、インターネットの発展、及びビジネス競争の必要は不可避免的に中国社会を一段と開放の方向に向かわせ、同時に民主化をもたらすだろう」と展望」していた。しかし、それが実現されていないことから、期待を裏切られたとの感を強めていると思われる。

⁴⁰ 7 月 11 日の EU ステートメント；https://eeas.europa.eu/delegations/un-geneva/48256/eu-statement-ambassador-marc-vanheukelen-trade-policy-review-china-11-july-2018_en (2018 年 10 月 26 日アクセス)

⁴¹ TPR では穏やかな口調で発言されたが、9 月に発表された WTO 改革の EU 提案素案において、補助金、強制的技術移転を含むサービス、投資障壁に関するルール作り、通報制度の強化等透明性向上、国営企業の捕捉強化など、競争土台の公平化などが指摘されていることに示されるように、EU は中国の各種問題に強い懸念を持っている（“Concept paper; WTO modernisation Introduction to future EU proposals”
(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/september/tradoc_157331.pdf (2018 年 9 月 20 日アクセス))。

- 中国は自らを WTO の価値の擁護者としているが、これまで宣言してきている自由化・開放を実行に移すことを求める。

(4) 日本の見方

日本の見方は、毎年「不公正貿易報告書」⁴²に取りまとめられているが、今回の TPR では、以下の、米 EU も懸念を表明している主要な問題^{43、44}を指摘している。

- 世界貿易で最も重要なプレイヤーとしての地位に見合う責務を、自由貿易体制の維持・強化に貢献し、さらなる市場経済化を進めることで果たすべき。
- 中国が自らを多角的貿易体制の擁護者とし、今後も改革・開放を進めると発言しているが、それを実行することを求める。
- 市場歪曲的措置に懸念を持つ。過剰供給能力問題（特に鉄鋼、造船業が急務、将来半導体でも問題が生じうる）、国有部門の役割（役割、国営企業への補助金等公的支援など）、補助金の通報義務が履行されていないこと、その他透明性と予見可能性に問題があり、法令根拠のない措置の強制がなされていること（特に、強制技術移転は中国の加盟議定書違反）により、自由で公平な競争が脅かされている。
- 次世代産業政策についても懸念。新サイバーセキュリティ法は、外国企業に実質不利（GATS 違反）になる可能性があること、新エネルギー車政策は過度な規制となりうること、現行の知財制度に内外差別的な内容（改良技術の帰属等）が含まれることが挙げられる。

(5) 加盟国全体の見方

このような不満は日米 EU のみか。日米 EU 以外の WTO 加盟国はどう見ているか。議長会の閉会の辞⁴⁵は、今回の TPR の概要がまとめられるため、全体的論調を捉える一助となるだろう。これを見ると、以下の通り、中国の履行が十分ではない⁴⁶、通報義務が果たされていないなど制度・措置が不透明で予見不能、との懸念に基づく指摘が多くなされているこ

⁴² 直近のものは、経済産業省、「2018 年不公正貿易報告書」第 1 部 各国・地域別政策・措置 第 1 章 中国、p3-32 (http://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/pdf/2018_01_01.pdf (2018 年 10 月 30 日アクセス))

⁴³ WTO の HP 上の対中 TPR 議事録 (WT/TPR/W/152) p26-27 (https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=248437&filename=q/WT/TPR/W152.pdf (2018 年 11 月 16 日アクセス))

⁴⁴ 不公正貿易報告書では、この他、サービス分野での自由化の進展が加盟時の約束より遅れていること等が指摘。

⁴⁵ WTO の HP 上の対中 TPR 議事録 (WT/TPR/W/152)、p99-100 (https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=248437&filename=q/WT/TPR/W152.pdf (2018 年 11 月 16 日アクセス))

⁴⁶ この問題については、トランプ政権国際経済政策研究会レポート No.7-「WTO 紛争解決手続(DS)活用の歴史;米国は不利に扱われているか?」(p7)で指摘しているように、加盟議定書違反を引用した DS の 7 割以上が中国に対するものであることにも、各国の懸念は現れていると言えよう。

とが分かる。なお、閉会の辞では明確に述べられていないが、途上国からの批判は比較的少なく、支援への感謝、一帯一路の評価が多く述べられていることも注目に値しよう。

- 世界最大の貿易国かつ最大の FDI 受け入れ国である中国の政策は世界経済に大きなインパクトを与える。そのため、加盟国は、多国間貿易システムにおける主要なプレイヤーであるとともに、より大きな責任を担うことを中国に求めた。
- 加盟国は、中国の最近の市場アクセスや投資機会の拡大等の改革、および最近の金融セクターの自由化と自動車セクターの関税引き下げを行うとの発表を歓迎している。多くの加盟国が外資投資の自由化の継続を歓迎しつつも、外国投資条件の更なる改善を求めており、JV 要件、一貫性がなく予見不可能な制度執行、技術移転要件に対する懸念が表明されている。
- 多くの加盟国が、国家、特に国営企業の圧倒的役割への懸念（いくつかは様々な分野で中国経済への国家の影響力が拡大しているとも指摘）、投資や資源配分においてもっと市場志向型アプローチを取るべきと指摘している。
- 中国の国家支援・補助金制度、ローカルコンテンツ要求（「中国製造 2025」関係含む）への質問、競争政策強化の必要性の指摘、早期の政府調達協定への加盟要請⁴⁷、知財保護・執行の強化要請、農産物の価格支持や公的備蓄の予見可能性の向上、行政許認可プロセス、越境データ規制、サイバーセキュリティ法、サービス業の規制、製造業規制、鉄鋼や半導体等の過剰生産能力につながる市場歪曲的政策などへの懸念が表明された。
- 前回の TPR に続き、貿易政策の透明性向上を要請された。加盟国は WTO の全ての約束を実行することの重要性を強調し、特に、補助金、農業支持、国家貿易企業等の通報義務を果たすことを求めた。また、全ての貿易関連の法令・措置の 1 つ以上の WTO 公用語への翻訳、新制度の導入前のパブコメ期間を十分にとることを求めた。

（6）その他

TPR では、市場アクセス自体は、サービスの開放の遅れ・制限についての指摘がなされているが、関税についての指摘は見られない。では、実態はどうか。中国の加盟議定書での約束を守っているか。また、一般に関税の高さが懸念されているが、他の主要国との比較ではどうか。WTO のデータを基に主要国と比較してみると、以下の通り、かなり主要国水準に近付きつつあり、本年 11 月から更に関税を引き下げるとしている⁴⁸ ことか

⁴⁷ 加盟議定書において、WTO 加盟後加盟とされている。しかし、2014 年 12 月に第 5 改定オファーが出て以来、オファーの改定がされず、交渉は進んでいない。

⁴⁸ JETRO、2018 年 10 月 2 日、ビジネス短信「11 月 1 日から工業品など 1,585 品目の輸入関税引き下げ」において、11 月 1 日から中国の工業品など 1585 品目が輸入関税引き下げとなること、9 月 26 日の国务院常务会议で決定され、もしこれが実現すると、平均輸入関税率は 2017 年の 9.8% から 7.5% まで引き下げられるとしている。

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/10/e4cc327bbb76dd1d.html> (2018 年 10 月 30 日アクセス))

ら、更にその差は縮まってきている。

	単純平均譲許関税率			単純平均実効関税率 (2017年)			加重平均関税率 (2016年)		
	全体	農産品	非農産品	全体	農産品	非農産品	全体	農産品	非農産品
米	3.4	4.9	3.2	3.4	5.3	3.1	2.4	4.0	2.3
EU	5.0	11.8	3.9	5.1	10.8	4.2	3.2	8.7	2.8
日	4.5	18.0	2.5	4.0	13.3	2.5	2.5	12.9	1.4
加	6.6	16.0	5.2	4.0	15.7	2.1	3.4	14.7	2.3
中	10.0	15.7	9.1	9.8	15.6	8.8	5.2	11.8	4.6
韓	16.5	57.9	9.8	13.7	56.9	6.8	9.0	85.5	4.1

(参考) 中国の約束(最終年2010年における関税譲許率(単純平均))と

直近の単純平均譲許関税、単純平均実行関税の差

約束	9.8	15.0	8.9			
約束との差	0.2	0.7	0.2	0.0	0.6	(0.1)

(備考) WTO、World Tariff Profiles 2018⁴⁹より作成

3. 中国自身の自己評価

それでは、WTO 加盟議定書の遵守について、中国自身はどう評価しているか。今年になって、中国が次々に公表している多国間貿易に関する文書が参考になろう。

今年6月末、中国は、WTO 加盟以来17年間を概観するとして「中国とWTO 白書」を公表した⁵⁰。本年の対中TPRにおいてもこの白書を紹介しつつ、中国は、WTO 加盟後改革を進展し、WTOと多角的貿易体制の根本的価値(core value)一特に最恵国待遇、内国民待遇一を遵守し、保護主義や一方的措置に対抗している、と自由貿易保護への貢献を強調し、更には7月末の一般理事会において、同白書を配布(WT/GC/W/749)⁵¹していることから、この白書は特に中国の自己評価を如実に表していると言えよう。

「中国とWTO 白書」を概観すると、

- 中国は、WTO 加盟以来、改革開放を進め、着実に加盟議定書の内容を履行。財・サービス貿易の開放を約束通り進め、関税も低下させ⁵²、主要国としての責務を

⁴⁹ https://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/tariff_profiles18_e.pdf (2018年11月14日アクセス)。なお、単純平均実行関税率が単純平均譲許関税率より高くなっているものもあるが、平均を計算する際の対象品目が異なること等の影響があるため、必ずしも個別の品目の実行税率が譲許税率より高いことを示さないことに注意を要す。

⁵⁰ 中国国務院、2018年6月28日(中国語) http://www.gov.cn/xinwen/2018-06/28/content_5301884.htm (2018年6月29日アクセス)、新華社、2018年6月28日(英語版) <http://chinaplus.cri.cn/news/china/9/20180628/150806.html> (2018年6月29日アクセス)

⁵¹ https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=246911&filename=q/WT/GC/W749.pdf (2018年10月31日アクセス)

⁵² 「中国とWTO 白書」(脚注31)によると、平均関税は15.3%から9.8%に、鉱工業品の平均関税は14.8%から8.9%に、農産物の平均関税は23.2%から15.2%に低下。TPRの中国発言においては、更に、2017年までに900タリフ

果たしている。今後も、積極的に、よりハイレベルな対外開放を進める。

- また、関連法規も見直し、向上させ、透明性・予見可能性を高めた。特に知財についても着実に保護するルールを作り、完全な保護体制を整えている。さらに、外国投資規制も減らし、金融セクター含め外資基準等緩和されている。
- しっかりと WTO ルールを順守し、開放され、透明で、包摂的かつ無差別な WTO を中心とする多角的貿易体制を支持しており、途上国の貿易円滑化協定（TFA）履行の支援を始め、そのルールが守られるように、一帯一路によるインフラ支援も組み合わせて大いに貢献しているなど、WTO 加盟後、世界に対し多大な貢献をしてきている。
- 世界経済にも大いに貢献し、雇用機会を作っていることは ILO から評価されている。また、財のみならずサービスの大きな市場として各国にビジネスチャンスをもたらしている。今後もさらに大きな輸入の見込みがある。
- 投資も公平、平等、透明なシステムを構築の上、海外への投資、投資の受け入れ双方で各国に便益を与えている。
- 通報義務もきちんと遂行している。
- プルリ交渉にも積極参加してきている。

と自らの WTO メンバーとしての議定書遵守、貢献を高く評価している。また、途上国であり、開発の権利があるとの主張も合わせて行なっている。

なお、同白書は、WTO との関係とはしているが、その他に、ホワイトハウスによる中国批判ペーパー⁵³を意識して「一国主義のどこかの誰かさん（＝米国）」と違って、WTO 中心の多国間貿易体制を尊重し、自由貿易の擁護者として、途上国支援、ルール作りに貢献しているということをアピール、これまでの G7 の自由貿易についての記載を踏襲し、「多角的貿易システムの擁護者」の一員と主張しており、アメリカ批判、ホワイトハウスへの反論ペーパー、中国の主張の方が正しいとの世論作りとしての役割も担っている、寧ろその目的の方が大きいとも見受けられる。

更に、中国は、9 月末に明確に米国を名指しした反論ペーパーも出している⁵⁴。この中

ラインで関税を引き下げ、加重平均関税率は 2.4%、本年 5、7 月に計 1600 タリフライン引き下げ、例えば、オートバイの実行最恵国税率が 25%から 15%、自動車部品が 25%から 6%に引き下げられているとしている（WTO HP 対中 TPR（2018 年 7 月 11、13 日）議事録案（WT/TPR/W/152）、p6

（https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=248437&filename=q/WT/TPR/W152.pdf（2018 年 11 月 16 日アクセス））

⁵³ “How China's Economic Aggression Threatens the Technologies and Intellectual Property of the United States and the World”（<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2018/06/FINAL-China-Technology-Report-6.18.18-PDF.pdf>（2018 年 6 月 29 日アクセス））

⁵⁴ “The Facts and China's Position on China-U.S. Trade Friction”（http://www.xinhuanet.com/english/2018-09/24/c_137490176.htm（2018 年 9 月 25 日アクセス））

では、

- 知財の強制移転はなく自主的・契約に基づくものであり国家の関与はない。
- 知財制度は驚くべきスピードで法制・執行共に整備、関税も自主的に下げ既に先進国の水準に近づいている。外資開放も大幅に進展。
- 途上国としての発展権がある。補助金は他の国も行なっているものであり、WTO ルールを遵守、通報義務も果たしている。
- 米国こそ投資・貿易制限を各種行なってきており、それを強化している

等述べ、更には、米政府は貿易関連始め国際合意の尊厳に敬意を払わず、世界管理秩序（global governance order）を混乱させているとの指摘までしている⁵⁵。

このように、いわば、文書による自らこそが「WTO ルールを遵守の擁護者」との「PR 合戦」も活発化、激化しているといえよう⁵⁶。

4. 今後：WTO 改革での協力の必要性

このように、中国の履行自己評価と、各国の見方には、大きな開きがあり、7月の対中TPRでの加盟国発言、主要国のWTO改革提言への動き等に表れるように、補助金、国内支持等の通報義務の徹底、国営企業、技術移転等の投資・サービス関連措置、デジタル情報規制等に関する懸念、特に中国の動きを念頭に置いた新たなルール作りの必要性は、日米EUに限らず、多くのWTO加盟国の共通認識である。

中国のWTO加盟直前に、「中国は、「社会主義」イデオロギーとの折り合いを模索しながら、市場経済化が進められている状況にある。」⁵⁷と指摘されており、また、WTO加盟交渉の際の「西側の価値観や社会文化が押し寄せることにより現政治体制と国の安全保障が決定的な悪影響を受け、体制崩壊につながりかねないことを憂慮した」⁵⁸反対勢力が現在も存在し、むしろ加盟時よりも強いと思われ、さらに、当研究所の上席研究員でもある川島真東京大学教授も、「中国は体制崩壊を引き起こすような、例えばTPP並みのハイレベルなルールを受け入れることは困難。ただし、同じ社会主義のベトナムの事例を参考に

⁵⁵ なお、米国の貿易赤字は米国の構造問題、比較優位に基づく経済の結果、米国のハイテク機器輸出制限などの結果である、米国が最も中国の財・サービス市場及び投資先としての魅力の恩恵を受けている国との指摘もなされている。

⁵⁶ G20の際の首脳会談を間近に控える中、11月20日、上記中国の“The Facts and China's Position on China-U.S. Trade Friction”に対抗するように、USTRから中国の知財は不公正であることに変わりはない等とする報告書（3月の301条発動根拠とされた報告書の改訂版）が出されている（文書内でも中国の9月の文書を名指し批判（p5～6）していることから、念頭に置いていることは間違いない）

（<https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/301%20Report%20Update.pdf>（2018年11月27日アクセス））。

⁵⁷ 海老名誠、伊藤信悟、馬成三、「WTO加盟で中国経済が変わる」、東洋経済、2000年、p.6

⁵⁸ 鮫島敬治・日本経済研究センター（p54）

して（TPP 並みのハイレベルなルール作りであっても）参加を模索する可能性もある。」と指摘している。従って、中国の国家体制自体の急激かつ抜本的（一種革命的）変更をもたらす新たなルールを目指す形では合意形成の実現可能性は低い。現実的な方法で、日米 EU はじめ各国の懸念する、中国の貿易関連問題措置・法を WTO ルールにより抑え、かつ、根本的問題を紛争解決手続き（DS）において解決できるよう、中国も交え、建設的に実効性のあるルール作りを進めることが必要である。

そうした中、中国も、その経済的国際影響力にあった役割を果たす責務を直視し、ルールに基づく自由貿易を真の意味で担うべきである。既に一部言及したように、中国は今年に入り、米国の攻撃に対抗するが如く、「自由貿易体制の擁護者」、「WTO ルールを遵守している」との PR を盛んに行うとともに⁵⁹、一部の規制緩和、関税引き下げなど行っており、中国自身も各国の懸念する問題への対処の必要性、そのメリットに気づいていることは間違いない。WTO 改革案もとうとう提示され始めた⁶⁰、⁶¹。従って、中国は、これを行動をもって示すべく、これまでの行動様式を転換し、WTO 改革の議論において積極的かつ建設的に貢献するときであろう⁶²。

今こそ、21 世紀型 WTO ルール・メイキング⁶³を、中国を前向きに参加（involve）させつつ、WTO 改革の一環として、積極的に推し進めていくチャンスである。中国加盟実現において貢献した日本が、再度、WTO の舞台で、作業の進展に貢献することが期待される。

／以上

2018 年 12 月 10 日

⁵⁹ 2018 年に入り、6 月の「WTO と中国白書」発行、5 月のボアオ会議でのサービス等の開放向上の約束、7 月、11 月の二度にわたる関税の自主的引き下げ、7 月 TPR 等での前述白書の配布、TPR 前の数年に渡る未提出通報の提出、9 月の米国への反論文書発行、11 月の中国国際輸入博覧会など、中国の開放性とその自主的向上、WTO ルール遵守、自由貿易擁護との内外両方を睨んだ自らの見方を増やすための PR が大変盛んに行われている。

⁶⁰ 2018 年 11 月 13 日、日本経済新聞、「日米欧、WTO 改革提案 無報告での自国優遇に罰則 中国念頭」
(<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO37681870T11C18A1EAF000/>) (2018 年 11 月 14 日アクセス))
WTO の HP 物品理事会文書 (JOB/GC/204 ; JOB/CTG/14, JOB/GC/204/Add.1 ; JOB/CTG/14/Add.1)
(https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=249337&filename=q/Jobs/GC/204.pdf,
https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=249478&filename=q/Jobs/GC/204A1.pdf) (2018 年 11 月 16 日アクセス))

⁶¹ WTO の一般理事会文書 (WT/GC/W/752)
(https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/ExportFile.aspx?id=249918&filename=q/WT/GC/W752.pdf) (2018 年 11 月 27 日アクセス))

⁶² 2018 年 11 月 20 日ロイター「中国も WTO 改革提案へ、自国の制約狙いに警告も＝張大使」
(<https://jp.reuters.com/article/bc-world-wto-china-idJPKCN1NO2GY>) (2018 年 11 月 20 日アクセス))

⁶³ 各国の懸念する、補助金、国内支持等の通報義務の徹底、国営企業、市場アクセス制限、技術移転等の投資・サービス関連措置等に関しては特に早急に取り上げる必要があるだろう。

【参考】そもそも加盟手続きとは？

WTO への加盟は、主に

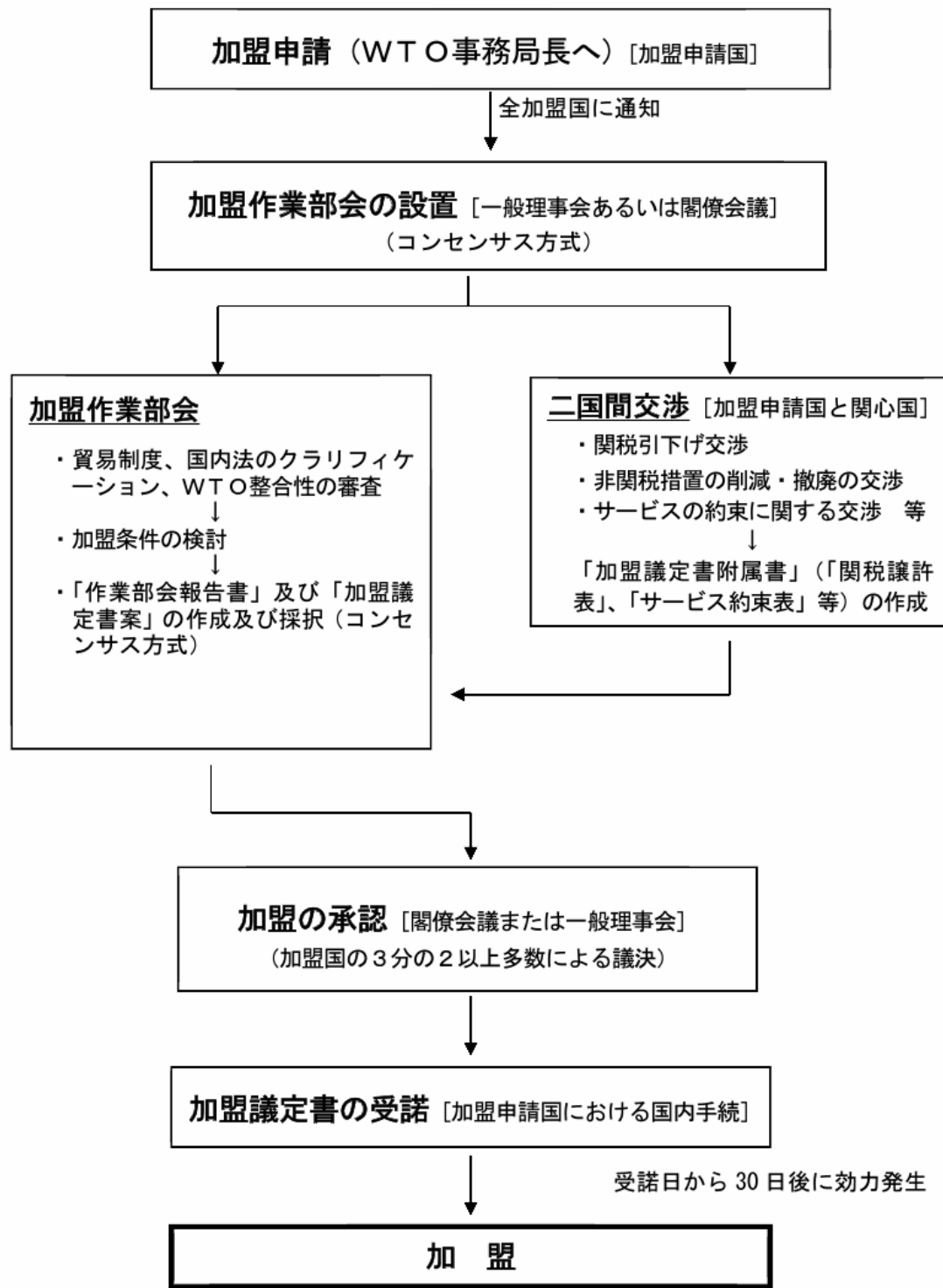
- 1) WTO 発足時の GATT 加盟かつ WTO 関連協定を受諾⁶⁴する方法（原加盟国）、
- 2) WTO 発足後、加盟交渉を経て加入条件を既加盟国に承認されたのち、加盟議定書を受諾する方法

の 2 通りある。通常、加盟手続きという際は、2) の手続きを指し、以下でその大まかな流れを紹介する（次ページのフロー図参照）。

- ① WTO への加盟希望国は、まず、WTO 事務局長に加盟申請を行う。
- ② それを受け、WTO 内に当該加盟申請国の加盟作業部会を設置することが決定される。
- ③ その後、貿易の自由化、WTO ルールと整合的な国内法整備及び貿易政策を実施することを既加盟国と約束するために既加盟国と交渉（WTO 加盟交渉）を行う。交渉には、加盟作業部会で加盟申請国の国内制度を検討（WTO 関連協定整合性等）する多国間交渉と、交渉を希望する既加盟国と、主に物品貿易とサービス貿易の市場アクセスについて協議する二国間交渉の 2 種類ある。
- ④ 二国間、多国間の交渉が全て終了すると、交渉で約束した事項をまとめた加盟議定書が事務局によって作成され、加盟作業部会での採択を経て、閣僚会議又は一般理事会で加盟の承認が行われる。
- ⑤ 加盟希望国は国内手続き（加盟議定書の受諾（批准））を行い、その完了後に加盟議定書受諾を WTO 事務局に通報、加盟議定書はその 30 日後に発効し、正式な WTO メンバーとなる。

⁶⁴ WTO 設立協定第 11 条。より正確には、物品・サービスの譲許表が 1994 年 GATT に付属していることも要件。

WTO加盟手続の流れ



(出典；財務省 HP WTO 加盟手続きの流れ) ⁶⁵

⁶⁵ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/wto/c07.pdf (2018年10月30日アクセス)